十二　受信レベル等の劣化時の自動的な送信停止機能

1　測定用機器は、次のとおりとする。

㈠　ＬＴＥ設備用シミュレータ

㈡　オシロスコープ

2　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



3　測定手順は、次のとおりとする。

㈠　被検機器からＬＴＥ設備用シミュレータに対して発信する。

㈡　被検機器とＬＴＥ設備用シミュレータとの間で、通信用のチャネルを確立する。

㈢　ＬＴＥ設備用シミュレータからの送信波のレベルを一定時間低下させ、被検機器からの送信波が停止することをオシロスコープで確認する。

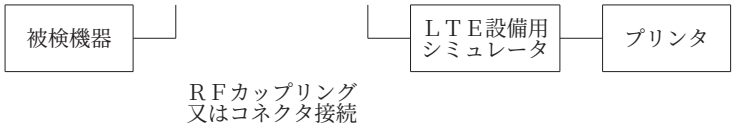
十三　重要通信確保のための機能

1　測定用機器は、次のとおりとする。

㈠　ＬＴＥ設備用シミュレータ

㈡　プリンタ

2　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



3　測定手順は、次のとおりとする。

㈠　被検機器に挿入されたUniversal Subscriber Identity Module（以下「ＵＳＩＭ」という。）内のＡＣ（Access Class）を確認する。ただし、被検機器がＵＳＩＭを持たない場合には被検機器に登録されているＡＣを確認する。

㈡　㈠によって確認したＡＣより高いクラスのＡＣに対する規制情報を、ＬＴＥ設備用シミュレータの報知情報によって報知する。

㈢　被検機器が発信しないことを確認する。

㈣　㈠によって確認したＡＣより低いクラスのＡＣに対する規制情報を、ＬＴＥ設備用シミュレータの報知情報によって報知する。

㈤　被検機器が発信することを確認する。

○総務省告示第二百七十三号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月二十二日

総務大臣臨時代理
国務大臣　玄葉光一郎

第二項中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

8　無線設備規則第四十九条の六の九に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備を使用する端末設備

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十二条第一項の規定に基づき、日本貸金業協会の業務規程の一部の変更を認可したので、同法第四十一条の十二第三号の規定により公示する。

平成二十二年七月二十二日

金融庁長官　三國谷勝範

認可日　平成二十二年六月十八日

貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、貸金業法（昭和58年法律第32号。以下「法」という。）第32条に定める事項を始めとする協会員が貸金業の業務運営に関し遵守すべき事項及びこれに関連する事項等を定めることによって、協会員の貸金業に係る業務の適正な運営を確保し、もって、資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この規則における用語の定義は、法で定めるものに準ずる。

（法令遵守等）

第３条　協会員は、法その他の関係法令等（貸金業者向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」という。）を含む。）を遵守するほか、第２章各則その他規則によって遵守しなければならないものとして定められた事項を遵守しなければならない。

2　協会員は、この規則によって遵守に努めるべきものとして定められた事項について、その遵守に努めることとする。

3　協会員は、前２項以外の事項であって、この規則によって法令遵守に関連する事項として定められた事項については、これを参考に貸金業務に係る業務運営を行うこととする。

4　協会員は、前各項の目的を実現するため、必要に応じて監督指針で示された規範を踏まえ貸金業の業務を行うこととする。ただし、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることにより、法令を遵守し、業務の透明性及び適正性を確保することとする。

（経営管理）

第４条　協会員は、貸金市場が健全な発展を実現していくためには、協会員における代表者、取締役及び執行役等の経営者、自らが率先して法令遵守態勢の整備等に努める等、資金需要者等の利益の保護に問題が生じることのないよう経営を行うことが重要であることにかんがみ、監督指針で示された規範を踏まえ、経営管理に係る必要な社内態勢等を整備するよう努めなければならない。

（業務の透明性の確保）

第５条　協会員は、資金需要者等に対し重大な影響を与える可能性のある業務に関する変更や不祥事件の発生等に際して、資金需要者等の視点に立ち、正確かつ公正な情報を迅速に個別当事者のみならず必要に応じて広く資金需要者等に対して伝達する必要があり、これらの説明責任を果たすことが、ひいては貸金業者の信頼性の向上につながることにかんがみ、監督指針で示された規範を踏まえ、業務の透明性を確保する社内態勢等を整備するように努めなければならない。

第２章　遵守事項等各則

第１節　営業店登録の申請等に関する規則

（目的）

第６条　本節の定めは、協会員又は協会員となろうとする者（以下この節において「協会員等」という。）が、多重債務問題への取組みとして、第７条に定義する有人店舗又は無人店舗の新たな設置にあたり適切な配置を行うことは、資金需要者等の利益の保護に資するものと考えられる。このことから、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する衆議院及び参議院の附帯決議（以下「附帯決議」という。）を踏まえ、一定の地域又は場所において有人店舗又は無人店舗を設置しようとする場合の取扱いを定めるものとする。

なお、既往の有人店舗又は無人店舗についても、多重債務問題の解決の趣旨を踏まえ、適切な対応に努めるものとする。

（定義）

第７条　本節において用語の定義は以下のとおりとする。

⑴　「有人店舗」とは、貸付けに関する業務（貸付けの契約の締結及び同契約に基づく金銭の交付に限る。）に従事する従業者が勤務している自社で設置する営業店をいう。